

令和5年度  
宮前区  
管理運営協議会・公園緑地愛護会  
合同連絡会

令和5年10月31日

## 宮前区の協議会・愛護会

- 宮前区内の公園緑地数 224 か所  
(麻生区に次いで市内2番目に公園緑地が多い区)
- 協議会・愛護会の設立公園緑地 162 か所  
(1公園2団体 2か所あり)
- 団体未設立の公園緑地 64 か所

# 公園緑地愛護会の活動について

## 主な活動内容

- ・ 公園内の除草・清掃
- ・ くずかごのごみ処理
- ・ 破損遊具等の連絡
- ・ 不法投棄物の連絡
- ・ 事故等の報告
- ・ 砂場内のごみの除去

## 提出書類及び報奨金について

- ・ 3月に提出書類の案内を送付
- ・ 報告書と計画書の提出
- ・ 6月末日までに交付

## 報奨金年額（管理面積による）

0～500㎡ 12,000円

501～1500㎡ 18,000円

1501～3000㎡ 24,000円

3001㎡以上 30,000円

# 管理運営協議会の活動について

## 主な活動内容

(愛護会活動に加えて)

- ・ 低木の剪定・刈り込み
- ・ 公園利用の調整

## 提出書類及び報奨金について

- ・ 前期と後期の2期に分けて書類の提出と報奨金を交付

※9月に提出する書類      ※3月に提出する書類

報告書 (4~9月分)      報告書 (10~3月分)

計画書 (10~3月分)      計画書 (4~9月分)

その他に、利用調整報告書や役員の変更届や振込口座に変更がある場合は口座振替依頼書

## 報奨金年額 (管理面積による)

0~200㎡ 24,000円

201~500㎡ 42,000円

501~1000㎡ 54,000円

1001~1500㎡ 60,000円

1501~3000㎡ 78,000円

3001㎡以上 90,000円

前期・後期に分けて半額ずつ交付します

## 愛護会・協議会の報奨金振込等についてのお願い

- ・報奨金の支払いにつきましては、各団体の報告書が揃わないと支払総額の確定ができないため、報告書の提出期限を遵守してください。
- ・会長や会計の変更に伴う口座名義の変更や、振込口座の新設など前回と振込先が変更となっている場合は確実に口座振替依頼書の提出をお願いします。

## 活動状況報告書の記入について

次回の報告書提出時期（令和6年3月下旬）から、公園清掃や除草などの愛護活動を行っている前後の写真などを宮前区のホームページに掲載していくことを検討しております。

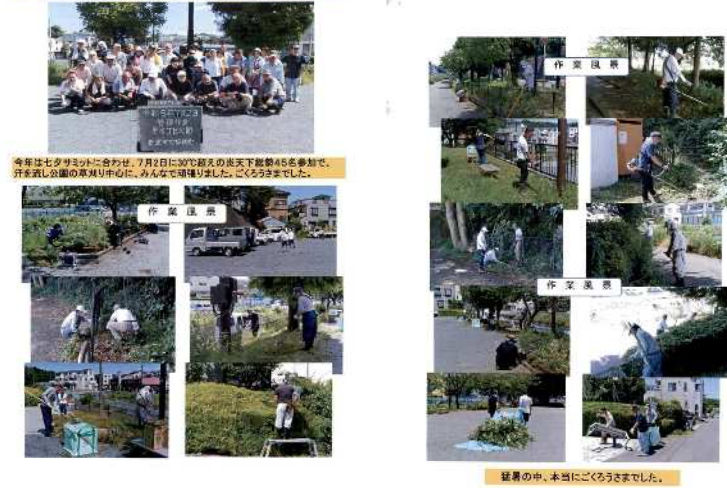
愛護活動を行っている団体の皆様にはお手数をおかけしますが、清掃活動や、除草・剪定など活動前後の写真を撮影していただきご提出いただけるようお願いいたします。

### ※撮影方法

- ・園名板の写真を一枚つけてください。
- ・活動状況の写真については、インターネットで閲覧できるようになりますので、個人の顔などが極力入らない写真を提出してください。

## 参考事例

平4丁目公園清掃作業（令和5年7月2日）



経費の中、木割にご苦労さまでした。

## 平4丁目公園での清掃活動

活動前後の様子や  
BEFOR→AFTERの写真は、  
地域の人たちにも活動を理  
解していただき、周知する  
ことも可能かと思えます。



# 機械工具の貸し出しについて

道路公園センターでは、広い範囲の除草や落ち葉清掃などに活用していただくために充電式刈払い機1台と充電式のブロア1台を保有しており愛護活動を行っている団体に無償で貸し出しを行っています。

予備のバッテリーが1つしかないため、日程調整をしてお貸ししています。

事前に道路公園センターに電話していただき、貸し出し状況の確認をお願いいたします。



充電式刈払い機（フル充電で20分程度）  
手元の操作で、先端についでいる刃が反時計回りに回転し雑草を刈ります。  
石や木の破片など飛び散りますので、周囲の状況をよく確認して作業する必要があります。  
脛当てやゴーグル、手袋の着用をお願いします。  
全長2 m弱、最大幅70cm弱あります。



充電式ブロー（フル充電で20分程度）  
手元の操作で吹き出し口から風を出すことができます。風力の調整が2段階あり掃き出し量により調整することができます。  
強風で吐き出すと、砂塵などが舞いますので注意が必要です。  
ノズルが脱着できますので、60cm程度の長さです。



# 愛護活動で発生したごみの処理について

一般廃棄物収集申込書に各団体で必要事項にご記入していただき、宮前生活環境事業所にファクスで申請してください。

## 注意事項

- ・ 剪定枝は50cm以内に切りそろえてください。
- ・ ごみ袋は透明か半透明のものを使用してください。
- ・ 資源物（空き缶・空き瓶・ペットボトル）は分別して排出してください。
- ・ 粗大ごみや不法投棄廃棄物は排出できません。

(町内会等の行事等用)

一般廃棄物収集申込書	
令和 年 月 日	
(あて先) 川 崎 市 長	
申 込 者	
住 所	
氏 名	
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
FAX 番号	
行事等の内容	<input type="checkbox"/> 清掃活動 <input type="checkbox"/> 美化活動 <input type="checkbox"/> 祭り <input type="checkbox"/> 盆踊り <input type="checkbox"/> 運動会 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※その他の場合は、具体的に記入してください。
実施日	令和 年 月 日 ( )
実施場所	住 所 区 町 丁目 番地 号
	名 称
排出場所	住 所 区 町 丁目 番地 号
	名 称
廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> 生ごみ <input type="checkbox"/> 刈草 <input type="checkbox"/> 剪定枝 <input type="checkbox"/> 落葉 <input type="checkbox"/> 紙ごみ <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※その他の場合は、具体的に記入してください。 ※使用する袋は、透明・半透明のものに限ります。 ※剪定枝の長さは、50cm以下にしてください。 ※資源物は、分別してください。
廃棄物の量	予定排出量 約 袋 ※袋以外で排出する場合は、具体的な排出方法を記入してください。
収集希望日	令和 年 月 日 ( ) ※廃棄物の量等によっては、収集希望日に添えない場合があります。
担当者(連絡先)	担当者名 電話番号 FAX 番号
事務処理欄	受付印

※造園業者、露天商などの事業者が排出する廃棄物は、市で収集できません。  
(事業者が排出する廃棄物とは、分別してください。)